

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（建築・陶芸室撤去及び学童クラブ児童用ロッカー整備追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋堀留町一丁目1番1号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	6階学童クラブ室に隣接する陶芸室を廃止し、学童クラブ室と一体化をする。 内装改修工事 家具（ロッカー）の製作、取り付け
5 工 期	令和7年12月26日まで
6 契 約 金 額	2,075,700円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年9月5日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区東日本橋二丁目8番10号 徳祥ビル 徳祥・則武建設共同企業体 株式会社徳祥 代表取締役社長 吉田 直弘
9 随意契約締結の理由	現在、中央区立日本橋保健センター等複合施設大規模改修工事（建築工事）を上記業者にて施工中である。 需要が増加している堀留町児童館の学童クラブ室面積を広くするため、当初予定していなかった陶芸室の撤去及び定員増加に対応するための児童用ロッカー追加整備が必要になった。 上記の工事を施工するにあたり、現在施工中の建築工事と同一現場内での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進める必要がある。また、経費についても63%の削減を図ることができる。以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号